

新川広域圏事務組合ごみ指定袋広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新川広域圏事務組合（以下「組合」という。）のごみ指定袋を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料により掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 組合のごみ指定袋への広告掲載は、組合の新たな財源を確保し住民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告の種類及び範囲)

第3条 広告は、住民生活の利便性の向上に寄与するものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 組合の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治、宗教に関する主張、勧誘若しくは批判又は個人の売名的宣伝等を内容とするもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる業種に該当するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他理事長が掲載することが適当でないと認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載料等は次のとおりとする。

- (1) ごみ指定袋に掲載する広告の規格及び掲載料

| 規格(1枠) | 掲載枠 | 掲載料 |
|--------------------------|-----|-----------------|
| 燃やせるごみ袋 縦80mm×横400mm | 2 | 1掲載につき 200,000円 |
| 燃やせないごみ袋 縦80mm×横400mm | 2 | 1掲載につき 150,000円 |

- (2) 色 1色刷り（組合記載の印刷色と同色）
- (3) 掲載対象 広告は、家庭用ごみ袋（大）の指定袋に掲載するものとする。

(掲載枚数)

第5条 広告の掲載枚数は、当該年度販売分とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、原則として組合ホームページで公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、新川広域圏事務組合ごみ指定袋広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 広告原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の選定)

第8条 申込者多数の場合は、公共性の高いものを優先するものとし、同業種にあつては、圏域内事業者及び申し込み順によるものとする。

2 理事長は、前項の結果を新川広域圏事務組合ごみ指定袋広告掲載申込結果通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。ただし、広告内容については、必要に応じて組合と事前に協議する場合がある。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、理事長が指定する日までに広告掲載料を一括納付するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料の返還)

第11条 理事長は、広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料を返還するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、理事長が別に定める。